

『サントスの御作業』における「武士」「侍」

高須, 芳之介
九州大学大学院 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/7325719>

出版情報 : 語文研究. 134, pp.70-57, 2022-12-09. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :



『サントスの御作業』における「武士」「侍」

高 須 芳之介

1. はじめに

『サントスの御作業』においてキリスト教徒に責めを加える存在として「武士 (buxi)」と呼ばれる人物を見ることができる。次に挙げる例では「武士」は悪王の命により聖人サンタマルチナを鉄の櫛で打擲する。

- (1) その翌日又ビルゼンを召し寄せけるに、もとのごとく、強き心を見せ給へば、あられなく打擲させ、又余の八人の武士 (buxi) どもたちかへりたちかへり御全身に針さすほどの隙間もなく、打ち破り奉るなり

(2 巻229p 「サンタマルチナのマルチリヨの事」)

この「武士」は他のキリスト教教義書などにも見ることができ、イエス (ゼズス)、つまりキリスト教関係者に危害を加える存在を「武士」と呼んでいる。次の例はそれぞれイエスに打擲を加える「武士」と貼り付けにされたイエスを槍で突き殺す「武士」である。

- (2) さてかほどのご苦痛の中に少しも取り乱し給ふ事なく、によひうめき給ふ事もなし。猛き武士 (buxi) どもは打擲に草臥ると雖も、御身は少しも草臥れ給はず
(『スピリツアル修行』 35丁表)
- (3) ここにある武士 (buxi) 槍を以てゼズスの御右の脇を突き奉れば 御血と水を流し給ふ

(「バレット写本」 76丁裏 「われらが主ゼズ・キリシトの御受難」)

これら「武士」が他の教義書でも見られる一方で、「武士」に似た語である「侍 (Saburai)」は『サントスの御作業』に特異に見られるものである。用例 (4) では聖人サンパウロにイエスの功德を問う人物が、用例 (5) ではパウロによって教化された人物が「侍」で表されている。

- (4) その場に引き奉る侍 (saburai) 三人にてありしが道すがらアポストロに問ひ奉らるるは、貴方の身命をも捨てて大切に思はるる主人の御恩賞はいかに？その君は誰ぞと
(1 巻29p 「サンパウロの御作業」)
- (5) その御談議をもってその所の人々数多キリシタンになりたるなり、その中にサンディオニシオ、アレオパザタも御弟子になり給ふものなり、そのほ

かダマリスといふ侍 (saburai) の女人もキリシタンにならるるなり。

(1 巻20p 「サンパウロの御作業」)

また、『サントスの御作業』においては「saburai (さぶらひ)」と同じく「侍」を指していると思われる、「samurai (さむらい)」という形も見られる。以下の用例ではパウロに改宗について話をしている人物や、聖人サンフランシスコを饗応に招いている人物が「侍」で表されている。

- (6) またネロより二人の侍 (samurai) に下知し、パウロは早や死しけるか見て来れとて遣しけるに、またその者にもアポストロ、キリシタンのことをあらはし給へば、二人ともに申さく、死し給ひてよみがへり給はば、我等も信ずべしと

(1 巻30p 「サンパウロの御作業」)

- (7) 或る侍 (samurai) サントを振舞ひ奉らんとて、招待申さるるに、サント亭主に、いかに兄弟、我が異見の如くに先づ御身の科のコンヒサンをし給へ、その故は、今少しありて、御身は別の所へ振舞ひに行かるべしと宣へば、その分せし、サントと御同膳に食し終つて、死去せらるるとなり。

(1 巻193p 「サンフランシスコの御作業」)

これら「武士 (buxi)」と「侍 (sburai/samurai)」が『サントスの御作業』においてどのように用いられているのか考察していく。

2. 調査対象の資料

調査対象である『サントスの御作業』について説明する。『サントスの御作業』は1591年に刊行された、キリシタン版の最初のものである。キリスト教聖人伝の日本語訳であり、一つの原著と言えるようなものからの翻訳ではなく、様々な人の手による編纂書をもとに翻訳されたものとされる。また、仏教語が多く用いられており、以降のキリシタン版とは翻訳の傾向を異にするものである。また、後半部分に「マルチレスの証拠」と題された部分を持ち、この部分はルイス・デ・グラナダによる『Introducción del symbolo de la fe』の二巻部分の抄訳となっている。

3. 『日葡辞書』の「武士」「侍」

まず、「武士」「侍」について『日葡辞書』で確認しておきたい。『日葡辞書』は1602年から1603年にかけて刊行された、日本語に対してポルトガル語での説明を加えた辞書である。なお、『サントスの御作業』巻末に付されている本文中の分別しにくい日本語を説明した「ことばのやわらげ」部分には「buxi」も

「saburai」「samurai」のいずれも立項されていなかった。以下に用例を挙げる。
ポルトガル語の翻訳部分を『邦訳日葡辞書』に依る。

(8) [J] Buxi. ぶし

[P] Soldado. 軍人

(9) [J] Saburai. さぶらい

[P] Fidalgo, l. homem honrado. 貴族 または 尊敬すべき人

『日葡辞書』においては、「武士」は軍人、「侍」は貴族という説明が付されており、「buxi」と「saburai」との間には軍人と貴族という身分的な差があるように見える。

また、『日葡辞書』に「samurai」の見出しは立項されていなかったが、複合語や、例文の中には「samurai」という形を見ることができた。

(10) [J] Samuraidaixō. Saburaino Taixō

(さむらいだいしょう さぶらいのたいしょう)

[P] Capitão de gente nobre. (貴人の長)

(11) [J] Auosamurai. (あおさむらい)

[P] Hũa sorte de homens honrados que seruem aos Cungues.

(公家に仕える、一種の身分ある人)

(12) [J] Mexitori, u. otta. (めしとり めしとる めしとった)

[J] Vt, Feiqeno samurai coreuo mexitotte xizaini voconauōto yūte, &c. feique lib 3

(へいけの さむらい これを めしとって

しぎいに おこなわうと ゆうて 平家三巻)

この『日葡辞書』の記述では、見出し語としては「Samuraidaixō (さむらいだいしょう)」と「samurai」が用いられているが、日本語での意味説明では「saburai」が用いられており、「侍」としては「saburai (さぶらい)」が規範であったことがうかがえる。しかし、用例(12)の『天草版平家物語』から引用された部分是对应箇所において、次のように「saburai」表記であり、引用された際に「samurai」表記となっている。

(13) 平家の侍(saburai)頼定、守澄などはこれを召し捕って死罪に行わうと
言うて、 (『天草版平家物語』 3巻203p)

このように同じ「侍」に対して「saburai」「samurai」のどちらの形も用いられている例があることから、ある程度の規範はあれど「saburai」と「samurai」は意味の上での区別はなく、どちらの形を使用しても許容されうるものであっ

たと思われる。

4. 『サントスの御作業』における「武士」「侍」

以下、『サントスの御作業』において実際に使用されている「武士」「侍」の使用の様態を見ていく。

4.1. 『サントスの御作業』における「武士 (buxi)」

「武士 (buxi)」という語は『サントスの御作業』において72例見られた。このうち、原語であるスペイン語との比較の可能な「マルチレスの証拠」部分による例は51例であった。以下に用例を挙げる。

- (14) その弟子の中一人より売られ、ジュデヨより搦め取られ、ローマの武士よりクルスにかけられたるものなりと。その時アポストロ御自由の上よりその苦しみをこらへ給ふといふについて、数多の道理をあらはし給ふなり。
(1 巻51p 「サントアンデレアポストロの御作業」)
- (15) 帝王大きに怒り、木にからめつけ、的となして射よとの宣旨なり。武士ども集まりて、全身少しの隙間もなく、射つけ奉り、死し給ふと見て各々退散せしむるなり。
(2 巻57p 「サントセバスチャンの御作業」)

用例 (14) ではイエスを十字架にかけたローマの兵士を「武士」とし、用例 (15) では帝王の命により聖人サントセバスチャンを弓で射殺す兵士たちが「武士」とされている。これらの例のように、「武士」で表されている人物の多くはキリスト教徒に対して責め苦や危害を加えるような人物たちである。

また、これらキリスト教徒に害をなす立場の「武士」とは異なり、聖人や殉教者といったキリスト教徒、もしくはキリスト教に改宗するような「武士」の例が7例見られた。

- (16) これについて喩へあり、街道の傍にあるはたごやの亭主にむかつて、ここを如何なる侍、大名達や通らると問はば、その亭主言ふべし、さやうの人日々に幾人といふ数を知らず、誰ともさらに分ちがたし、さりながらここを通りし貧なる武士ありしが、この宿に一夜泊り、我が宝を盗むのみならず、我が面に傷をつけて通りぬ。
(1 巻205p 「サンフランシスコの御作業」)
- (17) しかればこのプラシドの武士にてわたらせ給ひし時、召し使はれたる侍二人相伴ひて尋ね申しけるが、不思議のしあはせにてプラシドのまします所へ尋ね参り、
(1 巻283p 「サンエウスタキヨの御作業」)

- (18) その籠者もイドロスにサキリヒイショをなすことあるべからずと言ひ放ち、苛責苦患をいささか恐るる儀なきによつて、首を打てとの落着なり。しかるにその父母タルキリノとマルシヤは子供に教訓してみんとて、クロマシヨといふ守護の武士に三十日の暇を乞はるるものなり。

(2巻45p 「サントセバスチヤンの御作業」)

- (19) 右に言ひしごとく、四十人のマルチレス、その外六千六百六十六人の武士同時にマルチルになり給ふことは奇妙ならずや？

(2巻329p 「第二十五」)

用例 (16) はキリスト教における聖人や殉教者を「貧なる武士」に喩えたものである。また、用例 (17) ではプラシドという名で呼ばれていた聖人サンエウスタキヨが「武士」であったと記述されている個所となっている。このエウスタキヨは、元ローマの兵士であったが、イエスを幻視し改宗したとされる。用例 (18) はキリスト教徒を捕らえている牢屋の番人が「武士」で表されている。この人物は明確な描写はないものの、最終的にキリスト教徒となることが示唆される。また、用例 (19) は全員がキリスト教徒であり、殉教した伝説を持つ「^(注1)テーベ軍団^(注2)」を表したものであった。これらキリスト教徒を表している「武士」じゃ牢屋番や兵士などであった人物を表しており、「武士」は暴力に関わる人物を表しているとまとめることができる。用例 (16) の「武士」においても、譬え話の中で「貧なる武士」は宿の主人に対し強盗や顔に傷をつけるといった行為を働く。このため、「貧なる武士」も暴力に関係する人物と見ることができる。なお、この7例の用例の内訳としては譬え話が2例、エウスタキヨが1例、最終的に改宗する人物が2例、テーベ軍団が2例であった。

これら「武士」で表されていた人物の多くは兵士としてキリスト教徒に危害を加える、暴力に関わる立場のものであった。また、キリスト教徒を「武士」に譬えた例や、後に改宗した人物が「武士」で呼ばれている例が5例見られるが、それらの「武士」も暴力に関わる人物であるといえる。

次に原文との比較が可能な「マルチレスの証拠」部分の用例を確認する。

4.2. 「マルチレスの証拠」部分における原語との比較

「マルチレスの証拠」部分において原語との比較を行った結果を表としてまとめた。

表1 「マルチレスの証拠」部分における「武士」に対応する原語

原語	一般の武士	キリスト教徒を表す武士
なし	19	
Verdugo (死刑執行人)	10	
Sayón (死刑執行人)	1	
Atormentador (拷問者)	2	
Soldado (兵士)	3	2
Alguacil (警吏)	2	
Oficial (役人)	2	
Ministro (大臣)	2	
その他	8	

なお、用例数が1例のみで、かつ使用場面が特殊である例はまとめて「^(注3)その他」とし、原文と比べた際に、一対一で対応する名詞の存在しなかったものは原語「^(注4)なし」とした。

原語と比較のできる51例のうち、キリスト教徒を表す「武士」は2例見られた。対応する原語は「soldado (兵士)」であり、用例(19)で示した「テーベ軍団」を表すものであった。以下、残り49例の「武士」の用例について詳しく見ていく。

「武士」に対応する原語を見ていくと、『日葡辞書』においても見られた「soldado (兵士)」や、直接的に殉教者に責め苦を与え、またその死刑に携わることが明らかな「verdugo (死刑執行人)」「sayón (死刑執行人)」「atormentador (拷問者)」といったものが多くを占める。しかし、一見すると政務を行う役職であり、暴力と関係しないように思われる「alguacil (警吏)」「oficial (役人)」「ministro (大臣)」なども少なくない。以下、それらの政務の関係する役職のように見える原語について実際の用例挙げて説明を加える。

(20) (alguacil (警吏))

- a. この時こそいよいよその契り浅かるべからず、ゼズスの御力を以て只今の御教化には少しも違ひ申しはんべるまじ。御心やすく思し召せと涙にむせび、互にいだきつき伏しまろび給ふ所へ門外なる武士どもは遅しと馳せ来つて、二人の中を引き離してなさけも知らずに、鎖を御首に打ちかけ奉りて守護の前に引き奉る。

(2巻237p 第十一 サンタアナスタジヤのマルチリヨのこと)

- b. 然れば武士どもは方々を尋ね申せども、逢ひ奉らざる故に、或る童二人を召し捕り、拷問して、その御すみかを知り、サントのしのび居給

ふ御宿所に乱れ入るものなり

(2 卷316p 第二十四 サンポリカルボのマルチリヨのこと)

「alguacil (警吏)」が原語である用例ではいずれも、キリスト教徒を捕らえるために派遣される人物を表している。用 (20a) では聖人サンタアナスタジヤを捕らえ、用例 (20b) では近くの子どもを拷問して聖人サンポリカルボの居場所を聞き出そうしており、暴力を伴う描写となっている。

(21) (oficial (役人))

- a. さりながらマルチレスはそれによっても止み給はず、大音を響かせて、
我はサキリヒイショをばせぬものぞ、キリシタンなり、イドロスを拝
趨すること、少しもなしと罵り給ふを武士どもこれを見て、さても命
知らずかな！さな言ひそとて、マルチレスの御口をふさぎて制し奉れ
ども、御承引なかりしものなり (2 卷210p 第十八)
- b. ここに於て、武士どもの日く、キリシタンの宗を変へ、イドロスにサ
キリヒイショをなすに於ては、命をつぐべし。何と思はるるぞ。然れ
ども返事する人もなく、我先にと首をのべて切られ、或いは焼かれ給
ふものなり (2 卷214p 第十八)

用例 (21a) においては「oficial」単体ではなく「oficiales de la justicia (司法当局・司法官)」という形で用いられており、キリスト教の棄教の裁判を担当する司法関係の役職が想定される。他の「武士」とは異なり、打擲などの直接的な責めは行わないが、捕らえたキリスト教徒に対する棄教を促すための拷問に関係する人物と見ることができる。

(22) (ministro (大臣))

- a. ボロボといふ守護の前に出でて、これはキリシタンなりと訴ゆれば、
即ちここに引き渡せと下知するによつて、まことに情もなき荒夷のご
とくなる武士ども馳せ行きて、こもり居給ふ門戸を破りて、乱れ入る
を (2 卷235p サンタアナスタジヤのマルチリヨのこと)
- b. 傍若無人なる守護はこれにも怒りをやめず、これよりもなほ別の責め
具を調へ置きたる所へ具し奉るなり、その道具といふは、車輪の如く
なる物を作り、それにサンタをからめつけ、武士どもその輪を廻せば、
御全体のつがひつがひ離れ離れになり給ふほどなり

(2 卷241p サンタアナスタジヤのマルチリヨのこと)

「ministro (大臣)」が原語である用例はいずれも敵対している守護の命によつて、聖人サンタアナスタジヤに責め苦を与える人物である。用例 (22a) (22b)

のいずれの場合も「ministros de la maldad（悪の大臣）」や「malvados ministros（悪大臣）」のような形で用いられている個所になる。単なる「ministro（大臣）」ではなく、キリスト教に対立する「悪」であることが明確に示されており、責め苦という暴力とも関係している。

これら「alguacil（廷吏）」「oficial（役人）」「ministros（大臣）」も用例を見ると暴力の場で登場する人物であることがわかる。これらの役職も処刑、拷問などに携わっていることが明らかな、「verdugo（死刑執行人）」「sayón（死刑執行人）」「atormentador（拷問者）」などと同様に、暴力に関係する役目を負っているものと言える。次に、「侍」について見ていく。

4.3. 『サントスの御作業』における「侍（saburai/samurai）」

『日葡辞書』においては「saburai」と「samurai」の両方の形が見られ、規範としては「saburai」であるものの、どちらの形も許容されうるのであったと考えた。『サントスの御作業』においても、「saburai」が12例、「samurai」が7例見られる。しかし、それらの指し示す人物について明確な違いは見られず、同語異形と考えられる。そのため、どちらも同じ「侍」を示す用例として扱い、表す際には「侍（saburai）」と表記する。なお、一応の弁別のため「samurai」の用例は用例中の該当個所にて「侍（^(注5)samurai）」と表記する。

『サントスの御作業』において19例^(注5)みられた「侍（saburai）」は、そのいずれの例も、キリスト教徒に改宗する人物や、キリスト教徒に仕えている人物などを表すものであった。また、「マルチレスの証拠」部分にも1例見られた。以下に「侍（saburai）」の例を挙げる。

- (23) その場に引き奉る侍三人にてありしが道すがらアポストロに問ひ奉らるるは、貴方の身命をも捨てて大切に思はるる主御恩賞はいかに？その君は誰ぞと、
（「1巻29p 「サンパウロの御作業」）
- (24) 帝王を始めとして、諸侍以下の人々かの博士を殺させ給へと頼み申さるれば、アポストロス我等は生きたるものを殺すために来たらず、ただ死したるものに命を与ゆるために来たとて、博士のためにオラショし給ひ、
（1巻145p 「サンシモンとサンジュダスタデウのマルチリヨ」）
- (25) さればジョセフは御内の侍めし出だし、ただ今帰る人をとどめ、何故にか金蓋を取りて行くぞと申すべし、かしこまって御前を立ち駒に鞭打ち追つかけて情も知らずおしとどめ、その旨いかにと尋ねければ
（2巻35p 「バトリアルカジョセフの御作業の事」）

(26) 或る時道を行き給ふに、くたびれ給ひて、驢馬に乗り給へば、御友の出家のうちにフレイ レオナルドとて、アッシスの侍 (samurai) の筋目なる御友のフラデー人ありしが、徒歩より行き、心中にサントをあざけり、我が父は高家の子孫なり、このフランシスコは商人の子なりと思ひ居るを
(1 卷186p 「サンフランシスコの御作業」)

(27) これについて喩へあり、街道の傍にあるはたごやの亭主にむかつて、ここを如何なる侍 (samurai)、大名達や通らると問はば、その亭主言ふべし、さやうの人日々に幾人といふ数を知らず、誰ともさらに分ちがたし、さりながらここを通りし貧なる武士ありしが、この宿に一夜泊り、我が宝を盗むのみならず、我が面に傷をつけて通りぬ。

(1 卷205p 「サンフランシスコの御作業」)

(28) (varon noble (高貴な男))

ニコメディアといふ在所に右の制札を立てたるを或る侍これを見て、デウスのガラサを蒙り奉り、この狼籍を見るに堪へずして、忽ちその制札を引きおろして、七花八裂に踏みくだきて捨てられたり。

(2 卷210p 第十八)

用例 (23) の「侍」は、キリスト教を迫害した皇帝ネロの部下であり、用例 (24) で「諸侍」とされている人々は、キリスト教と敵対する存在である魔術師を側近としていたバビロニアの帝王の部下を表している。これらの「侍」はもともと非キリスト教的立場の人間であるが、聖人によってキリスト教に改宗する人物である。用例 (25) は旧約聖書の創世記44章を引用している部分であり、エジプトの宰相となったジョセフ (ヨセフ) の部下を表している例である。これらの「侍」は、皇帝などに仕えており、政務上のある程度の身分の高い人物であることが想定される。

用例 (26) 以下はその身分の高さという点を明確に見ることのできる例である。用例 (26) は修道士 (フラデ) レオナルドを表している。このレオナルドは自身を「高家の子孫」としており、身分の高い人物であることがわかる。また、この例は修道士という明らかなキリスト教徒を表している例でもある。用例 (27) は譬え話の用例 (16) の再掲になる。ここでは、貧しく、身分も無い「貧なる武士」と大名などと並べられるような身分を持つ「侍」が対比的に用いられている。用例 (28) は、「マルチレスの証拠」部分の用例であり、原語と比較できる個所である。この「侍」に対応する原語は「varon noble (高貴な男)」であり、身分の高い貴族のような人物が想定される。また、この「侍」もキリ

スト教に肯定的な人物として描かれている。^(注7)

これら、「侍」の例は、キリスト教に敵対的でない人物であり、皇帝に仕えている人物や「高家の子孫」である人物といったある程度の高い身分が想定されるものであった。また、「マルチレスの証拠」部分においても「varon noble（高貴な男）」という身分の高い人物と対応していた。

4.4. まとめ

『サントスの御作業』における「武士」と「侍」の使用の様態をまとめると、「武士」はキリスト教徒に対して拷問を行う人物が典型的であるような、暴力行使の場の関係者であった。聖人や殉教者を表す「武士」も見られたが、暴力的行為を伴うものや、兵士として戦争に赴く役職についているものなど、暴力に関係する人物という括りに含むことができる。一方で、「侍」は拷問などの暴力的行為に関わることはない。また、皇帝や王に仕える側近のような人物が「侍」とされており、拷問などを実際に行う一兵卒のような「武士」と身分的に差がある。特に譬え話の用例（16）では、「侍」が「貧なる武士」と対比的に用いられており、富を持ち、身分のある「侍」に対して貧しく、身分も低い「武士」という関係を見ることができる。軍事的、暴力的な役職一辺倒であった「武士」と比べると、「侍」は立場や役職が何であるかというよりも、ある程度の身分を持つ人物であることを表しているといえる。

この「武士」と「侍」の違いは原語との対応においても見られる。「武士」が「verdugo（死刑執行人）」や「oficiales de la justicia（司法当局・司法官）」、「ministros de la maldad（悪の大臣）」といった拷問、裁判などの場でみられる人物に対応しているのに対して、「侍」は一例のみではあるものの「varon noble（高貴な男）」と身分の高さのみが明示されている人物に対応していた。

これら『サントスの御作業』における使用の様態は『日葡辞書』における「武士」が「軍人」であり、「侍」が「貴族」とであるという説明に重なる部分がある。しかし、「侍」に関しては「貴族」という特定の階級を表すのではなく、一定以上の身分を持った裕福な人物といった、広い対象を表している。

5. 日本における「武士」「侍」

次に、日本側の資料に見られる「武士」「侍」の用例としては『太平記』を使用する。『太平記』は広くキリシタンによって読まれていたことが知られており、キリシタン版として『太平記抜書』が刊行されている。この『太平記抜書』

は多く慶長八年古活字版本と一致する個所を持つことから、慶長八年古活字本を基調としたものであるとされている。このため、慶長八年古活字本を底本とする『日本古典文学大系』所収の『太平記』を利用した。用例のページ数はこれによる。

5.1. 『太平記』の「武士」

『太平記』において「武士」は86例見られた。以下に用例を挙げる。

- (29) 昨日既先帝ヲモ流シ奉リヌト、警固ノ武士共申合ヒケルヲ聞召テ、御祈念ノ御憑モナク、最心細ク思召ケル處ニ (太平記一 133p)
- (30) 御門守護ノ武士共御車ヲ押ヘテ、「誰ニテ御渡リ候ゾ。」ト問申ケレバ、藤房・季房二人御車ニ随テ供奉シタリケルガ (太平記一 84p)
- (31) 我ト思ハン武士共、ヨレヤ、打物シテ、自餘ノ輩ニ見物セサセン。」ト云俣ニ、四尺餘ノ大長刀水車ニ廻シテ、跳懸々々火ヲ散シテゾ切タリケル。 (太平記一 259p)
- (32) 北畠右衛門督顯能、兵五百餘騎ヲ率シテ持明院殿へ參リ、先其邊ノ辻々門々ヲ堅メサセケレバ、「スハヤ武士共ガ參リテ、院・内ヲ失ヒ進ラセントスルハ。」トテ女院・皇后御心ヲ迷ハシテ臥沈マセ給ヒ (太平記三 170p)

用例 (29) (30) は「警固の武士」または「守護の武士」という形で公家や天皇方の身辺警護にあたった武士の例であり、用例 (31) は合戦の場において戦闘する兵士を「武士」と呼んでいるものである。これらのように「武士」は合戦や要人警護といった戦闘の想定される場面において多く使用されていた。また、南北朝の分裂を題材とする『太平記』において、南北の両陣営にキリスト教徒と迫害者のような、善悪の関係を当てはめることはできない。しかし、用例 (32) の「武士」におびえる南朝の女院の姿は、『サントスの御作業』における「武士」に追い立てられるキリスト教徒という関係に近しいもののように見える。

5.2. 『太平記』の「侍」

『太平記』において「侍」は46例見られた。これらの「侍」の用例では多く、「召し具す」や「召仕ふ」などの語とともに用いられ、ある特定の人物に仕えていることが明示的な例が多く見られた。以下に用例を挙げる。

- (33) 爰ニ寄手ノ中ニ、上木九郎家光ト云ケルハ、元ハ新田左中將ノ侍也ケル

ガ、心ヲ翻シテ敵トナリ、責口ニ候ケルガ、數百石ノ兵糧ヲ通シテ畑ニ
内通スト云聞ヘ有シカバ、何ナル者カ爲ケン (太平記二 368p)

- (34) 宮懸ル事トハ更ニ不思召寄、前駟二人・侍十餘人召具シテ、忍ヤカニ御
參内有ケルヲ、結城判官・伯耆守二人、兼テヨリ承勅用意シタリケレ
バ、 (太平記一 426p)

- (35) 其重恩ヲ與ヘタル家人共ニ、毎日ノ巡酒ヲ振舞セケルニ、堂上ニ袖ヲ連
ヌル諸大夫・侍三百人ニ餘レリ。 (太平記一 413p)

- (36) 御運開バ、必汝ヲ侍ニ申成テ、所領一所ノ主ニ成ベシ。ト被仰ケレバ、
船頭實ニ嬉シゲナル氣色ニテ、取梶・面梶取合セテ、片帆ニカケテゾ馳
タリケル。 (太平記一 232p)

- (37) 一太刀モ敵ニ打違ヘテ、陣ヲ破リ、分捕ヲモシタランズル者ヲバ、凡下
ナラバ侍ニナシ、御家人ナラバ、直ニ恩賞ヲ可申與。(太平記二 177p)

用例 (33) は新田義貞に、用例 (34) は護良親王に仕えている「侍」の例で
ある。また用例 (35) は公卿である千種忠顕に仕えている「侍」の例であり、
四位・五位の位階である諸大夫とともに宴に参加している有官位者の例である。
この公卿に仕える「武士」は『日葡辞書』、『サントスの御作業』における「侍」
に対する「貴族」という説明に近いものとする。また、用例 (36) では、
千種忠顕が、船頭に対して「侍」にとりなし、所領の主にしてやろうと述べて
いる。ここからは、「侍」が所領を持つ領主のような一定の身分をもったもので
あることがうかがえる。加えて、用例 (37) では、武功に対する恩賞として、
「凡下」ならば「侍」に取り立てる、ということが述べられており、凡下よりも
立場が上であるという「侍」の身分の程度を見ることができる。

5.3. まとめ

『太平記』における「武士」と「侍」の使用の様態をまとめると、「武士」は
天皇方・公家の警護や、合戦の場などで戦闘を行うものの主たる存在として登
場する。その一方で、「侍」はある特定の人物に仕えており、ある程度の身分を
持った存在であり、また「武士」と異なり、宮中や公家による政務の場面といっ
た戦闘に関わらない場面でも登場する。このような、「武士」が戦闘戦であり、
「侍」がある程度の身分を持った人物であるという様態は「武士」が戦闘の権能
によって立場を確立してきたものであり、「侍」はある一定以上の身分の人物を
表していたという歴史研究の成果とも一致する^(註8)。また、北朝側の「武士」の武
力侵攻におびえる南朝の女院たちの姿は、『サントスの御作業』において、武力

によってキリスト教徒を捕らえる「武士」の姿と重なるものであり、また「侍」が公家などに仕える存在であり、政務の場でも見ることのできた点は『サントスの御作業』において、「侍」が皇帝ネロの側近や宰相ジョセフの部下であった点と重なるものである。

6. おわりに

『サントスの御作業』における「武士」は、戦闘や暴力などの想定される場においてキリスト教の敵対者の命により行動する一兵卒のような人物であった。このことは「武士」がキリスト教徒となる人物を指している例においても変わらず、そのキリスト教徒が戦争に赴くような兵士であったことを示している。また、原語との対応においても多く「verdugo（死刑執行人）」などの暴力が想定されるような役職と対応していた。このことは、日本における「武士」という役職が戦闘の職能によって成立していったことや、実際に『太平記』において戦闘の場で「武士」が使用されていたことと重なる。

「侍」は『サントスの御作業』において、暴力行為に関わる描写は無く、皇帝や宰相といった身分の高い人物の部下である人物であった。また、原語との対応においては「varon noble（高貴な男）」と対応しており、全体としてある程度の身分を持った人物を指しているようであった。このことは、日本の社会において「侍」がある一定以上の身分を持った人物を表していたことや、『太平記』において特定の人物に仕えていることが明示的であったことと重なる。

これら『サントスの御作業』における「武士」「侍」の使用の様態は当時の日本社会における「武士」「侍」の様態を少なからず反映しているものであると考える。

今後の課題として、まず、原語との比較において「侍」は1例のみの比較であったため、傍証として調査対象を広げる必要がある。また、「武士」や「侍」の仕えている人物である「守護」などの役職についても同様に調査を行い、「武士」「侍」と他の役職との関係性の考察も必要である。

(注1) この「武士」の上司であるクロマシヨについて、300人の部下とともにキリスト教徒となったという記述があるため、この時にクロマシオとともに改宗したと考えられる。

(注2) 皇帝マクシミアヌスの時代にエジプトで徴兵されたキリスト教徒によって構成された軍団であり、全員が殉教したという伝説が残る。

(注3) 聖人の護送を担当する人物である「guarda（警備）」や護送船の乗組員である「marinero（船乗り）」を「武士」として表していたものなど。

- (注4) 原文では、鞭打ちなどの責め苦の羅列であった個所を、翻訳に際し主語として「武士」を加えている個所など。
- (注5) 「saburai」12例、「samurai」7例。
- (注6) 創世記44章は、かつてジョセフを売り飛ばし、死んだことにした兄弟たちが飢饉の為に、エジプトの宰相となったジョセフの元まで食料をもとめてやってくるという話である。また、創世記においてエジプトはジョセフたちイスラエルの民に敵対的ではなく、創世記の最後にはジョセフが一族と共にエジプトに移り住む。旧約聖書においてエジプトがイスラエルの民に敵対的になるのは創世記の次の章である出エジプト記からである。
- (注7) キリスト教を弾圧せよという旨の立て札に怒り、これを叩き割ったことで捕らえられ、殉教することになる。
- (注8) 「武士」に関しては高橋(1999)や元木(1994)において、その成立の背景として武力や戦闘能力といったものがあり、中世以降様々な乱において戦闘能力を発揮し、「武士」としての立場を確立してきたとされる。「侍」については、田中(1976)において、平安末期から鎌倉時代にかけての公家法の中において有官位者と同じような待遇を与えられており、実際に六位以下の有官位者を「侍」と呼んでいたとされ、ある一定の身分をもったものであったとされている。

参考文献

- Eusebius of Caesarea 著、秦剛平訳(2010)『エウセビオス「教会史」』講談社
 Jacobus De Voragine 著、前田敬作、今村孝訳(2006)『黄金伝説』平凡社
 土井忠生、森田武、長南実(1980)『邦訳 日葡辞書』岩波書店
 岸野久(1989)『西欧人の日本発見：ザビエル来日前日本情報の研究』吉川弘文館
 上田博人編(2020)『研究社レクシコ新標準スペイン語辞典』研究社
 元本泰雄(1994)『武士の成立』吉川弘文館
 高橋昌明(1999)『武士の成立 武士像の創出』東京大学出版会
 戸田芳実(1986)「初期中世武士の職能と諸役」『日本の社会史4 負担と贈与』所収
 田中実(1976)「侍・凡下考」『史林59』史学研究会

使用テキスト

- 大塚光信解説(1998)『エヴォラ本日葡辞書』清文堂出版
 H・チースリク(1976)『サントスの御作業』
 Luis de Granada Mora, José Joaquín de(1944)『Obras del V.P.M. fray Luis de Granada : con un prólogo y la vida del autor I』Atlas
 後藤丹治、釜田喜三郎校注(1960-1962)『日本古典文学大系34-36 太平記』岩波書店
 中央出版社(1979)『新約聖書 フランシスコ会聖書研究所訳注』
 Valentinus Loch(1985)『Biblia sacra Vulgatae editionis : juxta exemplaria ex typographia apostolica Vaticana Romae 1592 & 1593 (Editio 6)』

(たかす よしのすけ・本学大学院博士後期課程)